



一戸町告示第 66 号

町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札実施要領を次のように定め、平成 20 年 9 月 1 日以降に執行する入札から適用する。

平成 20 年 7 月 24 日

一戸町長 稲 葉



### 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第 1 この要領は、別に定めのあるもののほか、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施手続及び事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定町営建設工事 特定町営建設工事に係る指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和 63 年一戸町訓令第 6 号。以下「JV規程」という。）第 2 条に規定する特定町営建設工事をいう。
- (2) 政令 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (3) 法 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）をいう。
- (4) 規程 町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和 63 年一戸町訓令第 5 号）をいう。

(入札参加資格)

第 3 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。
- (3) 法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（平成 16 年 3 月 1 日以降に申請したものにあっては、総合評定値を取得しているものに限る。）の有効期間を経過していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 第 5 第 1 項に定める条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時までの期間に、次のいずれかに該当していないこと。ただし、対象工事の入札に参加を希望する者が少数であることが見込まれ、競争性が確保できないと町長が認める場合は、別に定めることができる。

ア 町営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成15年11月25日付け一総第317号 助役依命通達。以下「措置基準」という。)又は県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第281号)に基づく指名停止又は文書警告を受けている者であること。

イ 法第28条第3項又は第5項の規定により対象工事に対応する業種について岩手県において営業の停止を命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者であること。

(6) 第5第1項に定める条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において措置基準に基づく文書警告を受けてから1月を経過していること。

(7) 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。

2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、規程第5条に規定する工事請負指名業者選定検討委員会(以下「検討委員会」という。)に審議させたいうで町長が定める。

3 前項の審議にあたっては、別表により対象工事の内容を勘案して定めるものとする。ただし、特殊工事、専門工事等技術的に検討し、別表によることが適当でない認められる工事については、対象工事ごとに定めるものとする。

(入札公告)

第4 町長は、対象工事について必要な入札条件等を付したうで、様式第1号により公告するものとする。

(入札参加資格確認申請)

第5 入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)及び入札参加資格で求める施工実績調書(様式第3号)を入札公告で指定する期限(以下「申請期限」という。)までに、町長に提出するものとする。ただし、入札参加資格において施工実績を求めている場合は、申請書のみ提出でよいものとする。

2 規程第2条に規定する登録をした者については、申請書のみ提出でよいものとする。

3 入札参加希望者は、設計額5億円以上の対象工事に参加する場合は、入札参加資格で求める施工実績調書に発注者の証明を付して提出するものとする。

4 特定共同企業体である入札参加希望者は、第1項の申請書のほか規程に規定する特定町営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書に特定共同企業体協定書の写しを添えて提出するものとする。

(入札説明書等の交付)

第6 入札参加希望者には、申請期限までの間、入札公告の写し、条件付一般競争入札説明書(様式第4号)、条件付一般競争入札心得(様式第5号)等を配付する。

(入札参加資格の確認)

第7 町長は、申請書を提出した者(以下「申請者」という。)の入札参加資格の有無について確認を行い、その結果を条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第6号)により、原則として申請期限の日の翌日から起算して7日以内(一戸町の休日に関する条例(平成2年一戸町条例第8号)に規定する一戸町の休日を除く。)に申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の確認を行うときは、あらかじめ検討委員会に審議させたいうで行うも

のとする。

3 第1項による確認結果の公表は、落札決定後とする。

(特定共同企業体の入札参加資格確認に関する特例)

第8 町長は、特定共同企業体である入札参加希望者が、第5第3項に定める入札参加資格確認申請を行った後、開札の時までの間に、次の各号に掲げる事由により構成員の一部に入札参加資格が認められない者が含まれた場合においては、別に定めるところにより入札参加資格が認められない構成員に代わる構成員を補充したうえで再度の入札参加資格確認申請を行うことを認めることができる。

(1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされた場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされた場合

(2) 破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立がなされた場合

(3) 措置基準に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた場合

(4) 法第3条第1項の規定による許可が失効した場合又は法第28条第3項若しくは第5項に基づく営業の停止を対象工事に対応する業種について岩手県において命ぜられた場合

(入札参加資格がないと認めた理由の説明)

第9 町長は、申請者のうち入札参加資格がないと認めた者から理由の説明を求められた場合は、入札公告で指定する期日までの間、これに応じなければならない。

(工事費内訳書)

第10 町長は、入札参加者に対し、1回目の入札書に記載した入札金額に係る工事費内訳書（様式第7号）を入札と同時に提出させるものとする。

2 工事費内訳書は、数量、単価及び金額を明らかにしたものとし、提出がない場合は、その入札参加者を当該入札に参加させないものとする。

3 1回目の入札書と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、失格として取り扱うものとする。

(設計図書等に関する質問)

第11 入札に参加しようとする者は、設計図書等に関する質問がある場合には、書面により入札公告で指定する設計図書等に関する契約担当課に申し出ることができる。

(現場説明)

第12 現場説明を行う場合は、日時、場所等を条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書で指定する。

(補則)

第13 その他この要領に定めのない事項については、町長が別に定めるもののほか、県営建設工事に係る指名競争入札の例によるものとする。

別表（第3関係）

1 施工形態が単体である場合

設計金額		5億円以上	2億円以上5億円未満	5百万円以上 2億円未満
1	地域要件	<p>岩手県内に主たる営業所を有する者とする。 ただし、岩手県内に主たる営業所を有する者で施工実績者が少ない場合等においては、地域要件を付さないものとする。</p>		<p>一戸町内に主たる営業所を有する者とし、工事種別の基準及び入札参加資格等は規程第2条第1項の規定を準用する。 ただし、一戸町内に主たる営業所を有する者で施工実績者が少ない場合等においては、地域要件を付さないものとする。</p>
2	施工実績	<p>原則として、施工工法及び対象工事の施工数量の10分の6程度の施工実績を要件とする。</p>	<p>原則として、施工工法及び対象工事の施工数量の10分の4程度の施工実績を要件とする。</p>	<p>原則として、施工実績要件は付さないものとする。</p>
3	配置予定技術者資格	<p>対象工事の建設業の種類に応じ、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき必要な資格を要件とする。</p>		
4	配置予定技術者 施工経験	<p>原則として、2で求める施工実績の2分の1程度の数量の施工経験を要件とする。</p>		<p>原則として、施工経験要件は付さないものとする。</p>

（注）主たる営業所を有する者とは、法第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所を有する者のことであること。

2 特定町営建設工事として指定し、施工形態が特定共同企業体である場合

(1) 2者JVの場合

設計金額		5億円以上		1億円以上5億円未満 (建築以外の工事の場合は 4千万円以上5億円未満)	
1	地域要件	代表者	岩手県内に主たる営業所を有する者とする。 ただし、岩手県内に主たる営業所を有する者に実績者が少ない場合等においては、地域要件を付さないものとする。		
		非代表者			
2	施工実績	代表者	原則として、施工工法及び対象工事の施工数量の10分の6程度の施工実績を要件とする。	原則として、施工工法及び対象工事の施工数量の10分の4程度の施工実績を要件とする。	
		非代表者	原則として、代表者に求める施工実績の2分の1程度の数量を要件とする。		
3	配置予定技術者資格	代表者	対象工事の建設業の種類に応じ、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき必要な資格を要件とする。		
		非代表者			
4	配置予定技術者施工経験	代表者	原則として、2で求める施工実績の2分の1程度の数量の施工経験を要件とする。		
		非代表者			

(注) 主たる営業所を有する者とは、法第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所を有する者のことであること。

(2) 3者JVの場合

設 計 金 額		5 億 円 以 上	
1	地 域 要 件	代表者	岩手県内に主たる営業所を有する者とする。 ただし、岩手県内に主たる営業所を有する者に実績者が少ない場合等においては、地域要件を付さないものとする。
		非代表者 ①	
		非代表者 ②	
2	施 工 実 績	代表者	原則として、施工工法及び対象工事の施工数量の10分の6程度の施工実績を要件とする。
		非代表者 ①	原則として、代表者に求める施工実績の2分の1程度の数量を要件とする。
		非代表者 ②	原則として、代表者に求める施工実績の4分の1程度の数量を要件とする。
3	配 置 予 定 技 術 者 資 格	代表者	対象工事の建設業の種類に応じ、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき必要な資格を要件とする。
		非代表者 ①	
		非代表者 ②	
4	配 置 予 定 技 術 者 施 工 経 験	代表者	原則として、2で求める施工実績の2分の1程度の数量の施工経験を要件とする。
		非代表者 ①	
		非代表者 ②	

(注) 主たる営業所を有する者とは、法第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所を有する者のことであること。

条件付一般競争入札公告

年 月 日

一戸町長

1 工事概要

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事内容
- (4) 工期 日間（ 年 月 日限り）
- (5) 予定価格 千円（税込み）

2 入札予定日 年 月 日（ ）

3 入札参加資格

4 申請書類

5 入札説明書の配付期間及び配付場所

6 申請期限及び申請書類の提出場所

7 設計図書及び契約条項の閲覧及び貸出

- (1) 閲覧及び貸出場所
- (2) 閲覧及び貸出期間

8 その他

- (1) この公告に係る契約は、一戸町議会において当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (2) 本工事は、予定価格を事前公表していること。
- (3) 入札時に積算の内訳（数量、単価及び金額）を明らかにした工事費内訳書（様式第7号）を提出すること。工事費内訳書と第1回目の入札書の金額は一致させることとし、一致しない場合は失格となること。

なお、入札と同時に工事費内訳書を提出できない場合は、当該入札に参加できないこと。

- (4) 4の書類に虚偽の記載をした者に対しては、町営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出者には、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。
- (6) 3の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (7) 入札参加資格がないと認められた申請者は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあつた日から 年 月 日 ( ) までの間、書面 (様式任意) によりその理由の説明を求めることができる。
- (8) その他詳細については、入札説明書による。

## 9 照会先

- (1) 一般的事項
- (2) 設計図書及び契約条項に関する事項

様式第2号（第5関係）

一戸町長

様

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

建設業許可番号	大臣 知事	号
特定・一般の別	特定 ・ 一般	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

1 公告日 年 月 日

2 工事名

3 主任（監理）技術者等の資格・工事経験（資格免許等の写し及び健康保険証等雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。）

技術者氏名	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
雇入れ年月日	年 月 日（直近の雇入れ年月日を記載すること。）		
資格免許等	（第 号）		
工事名			発注者
工事場所			従事役職
最終請負額	（ ）千円		
工期	受注形態	単体・JV（代表・非代表 %）	
工事概要			
現在従事中の工事名			
発注者名	工期	～	
他に申請中等工事名			
発注者名	公告（公表）日		
	入札予定日		

（注1）資格免許等として監理技術者資格者証を提出する場合には、監理技術者講習修了証等過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを証する書類の写しを添付すること。（平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証の場合は、添付不要）

(注2) 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事及び技術者を記載すること。

(注3) 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、( )に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。

(注4) 受注形態の欄は、単体・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、( )に自社の出資比率を記載すること。

(注5) JVで申請する場合は、各構成員ごとに作成して提出すること。

(注6) 本工事配置予定技術者を、他の工事の配置予定技術者として申請し入札参加資格を付与されている場合、現在申請中で資格確認審査を受けている場合又は低入札価格調査制度に基づき落札決定を保留している工事に申請している場合については、当該工事名、発注者名、公告（公表）日及び入札予定日を記載すること。

( )

( )

様式第3号(第5関係)

入札参加資格で求める施工実績調書

申請者名

工 事 名 等	工 事 名	
	工 事 場 所	
	最 終 請 負 額	( ) 千 円
	発 注 者	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体施工 ・ JV施工 ( 代表 ・ 非代表 %)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	そ の 他	
上記のとおり証明する。		
		年 月 日
証明者		印

(注1) 記載した工事について、公告で工事实績の証明を求める場合は、当該工事の発注者の証明を受けて提出すること。なお、証明者の指定様式による証明書も可とすること。

この場合、(財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテの写しにより公告に明示した入札参加資格が確認できる場合は、発注者の証明に代えて、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを本様式に添付して提出することができること。

(注2) JVで申請する場合は、各構成員ごとに作成して提出すること。

(注3) 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事を記載すること。

(注4) 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、( )の自社の出資比率に応じた金額を記載すること。

(注5) 受注形態の欄は、単体・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、( )に自社の出資比率を記載すること。

( )

( )

## 条件付一般競争入札説明書

### 1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評価値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (4) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について岩手県において命ぜられた者で、申請の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (6) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の申請の日から落札決定の日までの間に、町から町営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成15年11月25日付け一総第317号助役依命通達。以下「措置基準」という。）又は県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 措置基準に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

### 2 施工実績

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し申請期限の日までに引き渡し完了しているものであること。

と。

- (2) 複数の施工実績を合算する場合は、原則として、一体的な施設等として、連続した年度で別発注部分の特命の随意契約であった場合に限り認められること。この場合、当該複数の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。

なお、一体的な施設の建設工事であること、又契約方式の確認等のために施工内容を確認する書類の提出を求める場合があること。

- (3) 実績については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国、地方公共団体その他建設業法施行令(昭和31年政令第237号)第27条の2で定める法人であるか、民間であるかは問わないこと。

### 3 配置予定技術者

- (1) 「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。

ア 一級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建設機械施工技士、技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

イ 一級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建築士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

ウ 一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

エ 一級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

- (2) 「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

ア 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者証を有する者

イ 平成16年2月29日以前に監理技術者の講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

- (3) 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。

- (4) 配置予定技術者の工事経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間しか携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、

著しく短期間の経験であれば認めないこと。

- (5) 配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時に当該資格の保有は要件としていないこと。
- (6) 会社（業者）としての施工実績の要件と同等の工事経験を配置予定技術者の要件として設定している場合、「入札参加資格で求める施工実績」に記載した工事とは別の工事でも認められること。
- (7) 配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の契約時までには当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了の見通しにある場合はこの限りではないこと。
- (8) 配置予定技術者については、他の工事（国、県、市町村等発注工事を含む。）と重複して申請することができる。ただし、1名につき3件以上の工事を重複して申請することは認めないこと。したがって、入札公告の対象工事に配置予定技術者として申請した者と同一人を、他の工事の配置予定技術者として申請し、既に入札参加資格を付与されている場合、入札参加資格確認中の場合又は低入札価格調査制度に基づき落札決定保留中の工事の入札に参加した場合にあっては、その旨を申請書に記載すること。
- (9) 同一の技術者を重複して申請した場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。したがって、入札公告の対象工事の入札参加資格を付与された場合は、直ちに入札不参加の届出を行うこと。また、入札参加資格確認中の場合は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、町営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、不正又は不誠実な行為と認め、指名停止を行うことがあること。
- (10) 配置予定技術者は、病休・死亡・退職等合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は現場代理人等変更通知書の写しに配置技術者調書（別紙）を添付して提出すること。なお、他の工事の請負者となったことをもって、入札公告対象工事の配置予定技術者の変更を行うことは認めないこと。
- (11) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、配置予定技術者として申請できないこと。

#### 4 特定共同企業体

- (1) 特定共同企業体（以下「JV」という。）名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の

場合は任意)に並べること。

(2) 構成員名のつなぎ方は「・」を使用し、組織形態は略称とすること。

(株式会社→株)例：〇〇建設株・株〇〇建設特定共同企業体)

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認審査申請後、JVの構成員の一部について、入札参加資格が認められないものが含まれた場合は、次により再度入札参加資格の再申請を行うことができる。

ア 再申請を行うことができる場合

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者が生じた場合

(イ) 破産法(大正11年法律第71号)に基づく破産申立てを行った者が含まれた場合

(ロ) 措置基準に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた者が含まれた場合

(ハ) 法第3条第1項の規定による許可が失効した場合又は法第28条第3項若しくは第5項に基づく営業の停止を対象工事に対応する業種について岩手県において命ぜられた者が含まれた場合

イ 再申請の手続

(ア) 申請書締切日時以降にアに掲げる事由が発生した場合については、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格が認められない旨の通知が行われるが、当該通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、入札参加資格の再申請を行うことができる。

ただし、アに掲げる事由以外の理由により入札参加資格が認められない旨の通知を受けているときは、この限りでない。

(イ) 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格があると認められたJVについて、開札までの間にアに掲げる事由が発生した場合については、入札参加資格は取消されるが、当該取消通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、入札参加資格の再申請を行うことができる。

5 入札参加資格が認められない者に対する説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、公告を行った者に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 入札予定日の7日前の午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下同じ。)

イ 提出場所 公告で指定した申請書の提出先

ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1) への回答は、入札日の前日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 6 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問については、公告で指定した契約担当課に対して書面（様式任意）により入札予定日の7日前までに行うこと。回答については、照会先の契約担当課において回答書の張り出し等の方法により閲覧に供すること。なお一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

## 7 工事費内訳書

(1) 工事費内訳書（様式第7号）を入札と同時に提出すること。

(2) 工事費内訳書を提出できない場合は、入札に参加できないこと。

(3) 工事費内訳書と入札書の金額は一致させることとし、一致しない場合は失格として取り扱うものであること。

## 8 設計図書及び契約条項の閲覧

公告で指定した閲覧場所において、閲覧及び貸出しを行う。ただし、貸出しは当日限りとすること。

## 9 契約成立要件

(1) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。

イ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について岩手県において命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

エ 町から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

- (2) 議会の議決を要する工事にあつて、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に仮契約の相手方が(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、仮契約を解除すること。
- (3) 落札者であるJVの構成員の一部について、(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合においても、(1)及び(2)と同じ取扱いとするものであること。

#### 10 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。
- (5) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

( )

( )

別紙

配置技術者調書

技術者氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
雇入れ 年 月 日	年 月 日 (直近の雇入れ年月日を記載すること。)		
資格免許等	(第 号)		
工事名		発注者	
工事場所		従事役職	
最終請負額	( ) 千円		
工期		受注形態	単体・JV (代表・非代表 %)
工事概要			

(注1) 資格免許等として監理技術者資格者証を提出する場合には、監理技術者講習修了証等過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを証する書類の写しを添付すること。(平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証の場合は、添付不要)

(注2) 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事を記載すること。

(注3) 公告において明示した雇用関係を証明できる監理技術者資格者証、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写しを添付すること。

(注4) 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、( )に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。

(注5) 受注形態の欄は、単体・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、( )に自社の出資比率を記載すること。

## 条件付一般競争入札心得

### 1 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格及び契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む契約希望金額を入札書に記載して下さい。

### 2 入札書記載事項等

入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（工事名）
- (5) あて名
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する）

### 3 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。
- (2) 郵送による入札は認めない。

### 4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 同一工事に2通以上の入札をした者の入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (11) 予定価格を超える金額の入札
- (12) 設計図書の閲覧又は貸し出しを受けなかった者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

### 5 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範

年 月 日

様

一戸町長

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書

先に確認申請のあった下記の工事に係る条件付一般競争入札参加資格について、審査の結果、資格がある（ない）と認めたので通知します。

記

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事名
- 3 入札の日時及び場所
  - (1) 日時
  - (2) 場所
- 4 現場説明の日時及び場所
  - (1) 日時
  - (2) 場所
- 5 入札保証金
- (6 入札参加資格がないと認めた理由)

((注) 入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めるときは、年 月 日までに総務課へその旨を記載した書面を提出すること。)

圏内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (2) 入札執行回数は1回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

## 6 入札の不参加

- (1) 入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者は入札に参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りではない。
- (2) (1)ただし書の規定により入札に参加できない場合には、次のア又はイに掲げるところにより申し出て契約担当者の承諾を受けなければならない。
  - ア 入札執行前であっては、入札不参加願（様式任意）に詳細な理由を明記して契約担当課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限る。）すること。
  - イ 入札執行中であっては、入札不参加願又はその旨を明記した入札書を提出すること。
- (3) (2)の規定により入札執行機関の承諾を受けて入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が条件付一般競争入札説明書9に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約にあつては、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 契約にあつては、工事の施工に当たり、特許工法を用いる等合理的な理由がある場合を除き、この工事の入札に参加した他の者と下請契約（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する下請契約）を締結してはならない。
- (4) 契約にあつては、この工事に専任で、この工事の公告に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請の日前3月以上継続して雇用している技術者（法に定める経營業務の管理責任者及び営業所選任技術者を除く。）を配置しなければならない。
- (5) 契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について通知する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、監理技術者資格者証、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写しを添付しなければならない。

様式第7号（第10関係）

工 事 費 内 訳 書

開札日 年 月 日

一戸町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

工事名 工事

費目	工 種	単位	数量	金額
本工事費				
	工	式		円
	工	式		円
	工	式		円
	工	式		円
直接工事費計		式		円
共通仮設費計		式		円
現場管理費		式		円
一般管理費		式		円
工事価格（小計）		式		円
消費税額及び地方消費税相当額		式		円
消費税額及び地方消費税相当額を含んだ工事価格（合計）				円

（注意事項）

- ① 工事価格（小計）は、千円未満の単位の金額が000円となるように各項目の金額を見積もって下さい。なお、内訳の記載がないもの、各項目を合計した額が工事価格（合計）と一致しないもの及び入札金額と一致しないものは入札が無効となります。
- ② 工事費内訳書は、入札書と同じ封筒に入れ、糊付け・封印して下さい。これに反している場合は、入札が無効となります。
- ③ 印は、入札書に押印する印鑑と同一のものを押印して下さい。